

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろろど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2020

10

Vol.41

1 ゆんたくひんたく

3 名刺の連絡先に広告メールを送ってもよいか？

2 「副業、兼業の促進に関するガイドライン」改定

4 令和2年度 地域別最低賃金 正式決定！

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

暑い夏が終わり、朝夕の涼しい風に少しずつ秋を感じるようになりました。季節の変わり目で今年は特に体調管理に気をつけたいですね。

さて、先日小学6年生の息子が修学旅行へ行ってきました。例年であれば京都・奈良ですが、新型コロナウイルスの影響で行き先が広島県内の宮島・呉へ1泊2日の旅行となりました。

感染状況や感染予防に気を配りながら、6年生全員で行きたい場所や滞在時間を考えてリストアップし、それを基に旅行会社で行程を決めてもらいました。みんなで話し合い、調べて作り上げた修学旅行。子どもたちにとって特別な旅になっただろうと思います。

息子に、どこが一番よかったかと聞くと「宮島水族館でペンギンを見たこと!」と話してくれました。お土産には手ぬぐいをもらいました。実は事前に、「ご当地の手ぬぐいを買ってほしいとお願ひしていたのですが、高いから嫌だ」と断られていました。でも実際には旅行中ずうと探してくれていたようで、その気持ちがとても嬉しく、この修学旅行で子どもの成長を感じる事ができました。

とりあえず無事、修学旅行から帰ってきたことに安堵したのと同時に、このコロナ禍でこのような機会を作ってくれた方々に感謝の気持ちでいっぱいです。この経験が一生の思い出になってくれればいいなと思っています。(箱田)

厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日に、このガイドラインが改定されました。改定後のガイドラインのポイントを数回に分けて紹介します。

<ガイドラインの目的>

副業・兼業を希望する者が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理等について示す。



<副業・兼業の現状>

- ・副業・兼業を希望する者は、年々増加傾向にある。
- ・副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされている。
- ・厚生労働省のモデル就業規則でも、「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」とされている。

<副業・兼業の促進の方向性>

- ・人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要。副業・兼業は、オープンイノベーションや起業の手段としても有効であり、都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生に資する面もある。
- ・副業・兼業を希望する労働者については、その希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要である。
- ・企業及び労働者が、長時間労働にならないように留意して行うことが必要である。

<企業の対応／基本的な考え方>

- ・副業・兼業を進めるに当たっては、納得感を持って進めることができるよう、企業と労働者との間で十分にコミュニケーションをとることが重要である。
- ・使用者及び労働者は、①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業避止義務、④誠実義務に留意する必要がある。
- ・就業規則において、原則として労働者は副業・兼業を行うことができること、例外的に上記①～④に支障がある場合には副業・兼業を禁止又は制限できることとしておくことが考えられる。

★次号以降で、企業が行うべき労働時間管理や健康管理の内容などを紹介していきます。禁止や制限できる例外事項に該当しない限り、副業・兼業は認めなければならないことに注意し、就業規則の規定を見直しておきましょう。

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com

名刺の連絡先に広告宣伝のメール等を送ってもよいか？など Q&Aで見解が示される

個人情報保護委員会から、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』を更新したとお知らせがありました（令和2年9月1日公表）。

今回の更新で追加されたQ&Aのうち、企業において身近な内容といえるものを一つ紹介します。

Q. 名刺交換により取得した連絡先に対して、自社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることはできますか？

A. 個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送られてくることについて、一定の予測可能性があると考えられます。

この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

業務時間外や、事業場外で名刺交換した場合であっても、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺交換を行った場合は、同様に「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

現行の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第16条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第17条の規定に違反して取得した場合でなければ、当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求に応じる義務はありませんが、顧客から寄せられた冊子や電子メールの送付の停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならず（法第35条第1項、令和2年改正法（未施行）において利用の停止又は消去の請求の要件が緩和されたことにより将来的には対応が必要になる場合があることも踏まえ、適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましいと考えられます。

（以下略）

★ 上記のQ&Aは確認的な内容といえますが、その前提として、名刺も、企業における業務の用に供するために使用するのであれば、企業の個人情報データベース等に該当することになりますので、個人情報取扱事業者として、個人情報保護法に沿った管理をきちんと行うようにしましょう。

その上で、資料等を送付した後、相手側から、「今後、送付等はやめていただきたい」といった請求があった場合は、上記のQ&Aの後半にあるように、「適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましい」とされていることに注意しましょう。

お仕事 カレンダー



10/12 ● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10/31 ● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 8月決算法人の確定申告と納税・2021年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月から9月分の労災事故について）
● 労働保険料の納付（延納2期分）

令和2年度の地域別最低賃金の改定状況 正式に決定！

令和2年7月下旬に中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」では、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされましたが、各地方最低賃金審議会の判断で、小幅ながらも引き上げを行う動きがみられました（全国加重平均で対前年度比1円の引上げ）。

発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和2年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は令和元年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は令和元年度	発効年月日
北海道	861円 (861円)	令和元年10月3日	滋賀	868円 (866円)	令和2年10月1日
青森	793円 (790円)	令和2年10月3日	京都	909円 (909円)	令和元年10月1日
岩手	793円 (790円)	令和2年10月3日	大阪	964円 (964円)	令和元年10月1日
宮城	825円 (824円)	令和2年10月1日	兵庫	900円 (899円)	令和2年10月1日
秋田	792円 (790円)	令和2年10月1日	奈良	838円 (837円)	令和2年10月1日
山形	793円 (790円)	令和2年10月3日	和歌山	831円 (830円)	令和2年10月1日
福島	800円 (798円)	令和2年10月2日	鳥取	792円 (790円)	令和2年10月2日
茨城	851円 (849円)	令和2年10月1日	島根	792円 (790円)	令和2年10月1日
栃木	854円 (853円)	令和2年10月1日	岡山	834円 (833円)	令和2年10月3日
群馬	837円 (835円)	令和2年10月3日	広島	871円 (871円)	令和元年10月1日
埼玉	928円 (926円)	令和2年10月1日	山口	829円 (829円)	令和元年10月5日
千葉	925円 (923円)	令和2年10月1日	徳島	796円 (793円)	令和2年10月4日
東京	1,013円 (1,013円)	令和元年10月1日	香川	820円 (818円)	令和2年10月1日
神奈川	1,012円 (1,011円)	令和2年10月1日	愛媛	793円 (790円)	令和2年10月3日
新潟	831円 (830円)	令和2年10月1日	高知	792円 (790円)	令和2年10月3日
富山	849円 (848円)	令和2年10月1日	福岡	842円 (841円)	令和2年10月1日
石川	833円 (832円)	令和2年10月7日	佐賀	792円 (790円)	令和2年10月2日
福井	830円 (829円)	令和2年10月2日	長崎	793円 (790円)	令和2年10月3日
山梨	838円 (837円)	令和2年10月9日	熊本	793円 (790円)	令和2年10月1日
長野	849円 (848円)	令和2年10月1日	大分	792円 (790円)	令和2年10月1日
岐阜	852円 (851円)	令和2年10月1日	宮崎	793円 (790円)	令和2年10月3日
静岡	885円 (885円)	令和元年10月4日	鹿児島	793円 (790円)	令和2年10月3日
愛知	927円 (926円)	令和2年10月1日	沖縄	792円 (790円)	令和2年10月3日
三重	874円 (873円)	令和2年10月1日			
全国加重平均額				902円 (901円)	—

注意！ 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

最低賃金改定への対応はお済みでしょうか。

今年の中国・四国地方は、広島と山口は昨年から金額は据え置きです。

その他の県では1円～3円上昇していますので、対応にはご注意ください。